

平成29年第3回定例
夕張市議会会議録
平成29年9月13日(水曜日)
午前10時30分開議

◎議事日程

- 第 1 一般質問
- 第 2 認定第 1号 平成28年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 平成28年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号 平成28年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号 平成28年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号 平成28年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号 平成28年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7号 平成28年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8号 平成28年度夕張市水道事業会計決算の認定について
- 第 3 報告第 1号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎出席議員(9名)

大山修二君
高間澄子君
本田靖人君
小林尚文君
厚谷司君
今川和哉君
熊谷桂子君
君島孝夫君

千葉勝君

◎欠席議員(0名)

午前10時30分開議

●議長 厚谷司君 これより、平成29年第3回定例夕張市議会第2日目の会議を開きます。

●議長 厚谷司君 本日の出席議員は9名、全員であります。

●議長 厚谷司君 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

今川議員

熊谷議員

を指名いたします。

●議長 厚谷司君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 木村卓也君 報告いたします。

本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につきましては、お手元に配付のプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君
教育委員会教育長

今 勉君

選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君

農業委員会会長 後藤敏一君

監査委員 板谷信男君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 齋藤幹夫君

理事 富山高明君

まちづくり企画室長

富永啓治君

まちづくり企画室商工観光担当課長

古村 賢一 君

総務課長 寺江 和俊 君

財務課長 芝木 誠二 君

財務課税務担当課長

池下 充 君

建設農林課長兼上下水道課長

熊谷 修 君

建設農林課建築住宅担当課長

鈴木 茂徳 君

市民課長 及川 憲仁 君

保健福祉課長 平塚 浩一 君

保健福祉課生活福祉担当課長兼福祉事務所長

菅谷 雅之 君

消防長 増井 佳紀 君

消防次長 石黒 友幹 君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 押野見 正浩 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 寺江 和俊 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 武藤 俊昭 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 木村 卓也 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 木村 卓也 君

書記 山下 倫弘 君

●議長 厚谷 司君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに日程に従って、会議を進行いたします。

日程第1 これより、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日の質問者は、熊谷議員、千葉議員であります。それでは、熊谷議員の質問を許します。

熊谷議員。

●熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子です。

地域公共交通につきまして、まず質問いたします。

先月になって路線バスの代替となる交通としてデマンド交通の拡充やタクシー乗車料金の補助制度が打ち出され、南部地区への乗り継ぎについては、市民に一定の安心感が生まれたことと思います。

昨年の12月議会、そして3月議会にも地域の公共交通について質問させていただいたところですが、ことし3月の市政執行方針において市長は、地域公共交通につきましては、コンパクトなまちづくりを推進していく上で重要な位置づけであり、住宅、都市拠点整備等の政策と密接に関連するものがあります。地域公共交通の見直しについて、さまざまな交通資源を効率的に組み合わせる小・中・高の児童生徒の輸送を第一に市民の足を確保する、これが1点目。

2点目として、南北軸を幹線として移動実態にあわせた運行とする。

3点目、南部真谷地、楓登川、滝上地区は支線とし、南北軸上で南北軸幹線と接続させる。

4点目として、都市間幹線は若菜、清水沢、交通結節点で南北軸単線、及び支線と接続させる。

そして、5点目に小規模輸送を担うNPOなどの交通事業体を育成し交通体系を充実させることを基本的な考え方とし、補填型の構成から利用実態に合った効率的な地域で育てる利用型へと転換し、さまざまな政策と連携を図りながら持続可能な交通体系の構築を目指すべく施策を展開してまいりますと述べておられます。

また、3月議会では私の質問の小規模輸送を担うNPOなどの交通事業体を育成し、交通体系を充実させるとは具体的にはどのようなことかという質問に対して、答弁として現在、地域交通事業では路線、デマンド、スクールバスなど人員が不足してい

る。運行管理の一元化や運転手育成の機能を担い、中型、小型の事業増にも備えると答弁されています。

あれから半年が過ぎた今現在、どのような進捗状況であるのか伺います。

2 件目に夕張の未来をつくるプロジェクトについて伺います。

まず、1 点目に大学との連携協定について伺います。

本年度の市政執行方針の中で市長は、地域再生へのリスタートとして新たな人の流れ、交流人口の創出を上げておられます。交流人口施策では、単に観光施策を目指すものだけではなく、地域で活動する人材、活動人口と必ずしも一緒に結びつかなくても、市のまちづくりに多様な係わりを持ってくれる人材、係わる人口をふやすことで住民基本台帳上の人口を補完するとともに、係わりを通して地域を豊かにするための人材を確保いたします。

こうした取り組みを丁寧に取り上げていくことで、定住、移住につながっていくと考えております。

当市、さらにまた(4)として、夕張の未来をつくるプロジェクトとして、地域に誇りを持ち、地域の未来を語ることでできる人材の育成を、幼稚園、保育園から高校まで連携して実施するとともに、外との交流による知恵の習得や地域外との交流を促進します。

夕張市教育大綱の基本理念であるふるさとに誇りを持ち、ともに支え合い、未来に向かって夢や希望に満ちた子供たちを育む、市民生活が心豊かなものとなるよう身近に文化の風が感じられる夕張文化の創造と発展を期すのもと、児童生徒が自らのふるさとに誇りが持つことができるよう、市内のスキー場を活用したスキー教室、地域課題の解決に取り組む事業等を実施し、地域が持つ魅力や資源を学び、児童生徒が自らそれを語ることでできるような教育を目指しますと述べられています。

このように、市政執行方針で述べられている市のまちづくりに多様な係わりを持ってくれる人材、係わり人口をふやす。そして、外との交流による市政

の習得や地域外の交流の促進、夕張文化の創造と発展、児童生徒が自らの故郷にふるさとに誇りを持つことができる地域課題の解決に取り組む事業などを実施し、地域が持つ魅力や資源を学ぶなど、こういったことには大きなエネルギーとともに、各方面の専門的な知見やIT化、グローバル化などを受けて激変していく現代社会に向けたさまざまな研究、また、逆に変化から守らなければならないもの、地球環境や自然など、地球上で生活する生物である人間の健康や、さらに、生きる希望が湧いてきたり、心豊かに暮らすために必要な文化、芸術、哲学などを欠かせないものと考えます。

少子高齢化の波や激変する社会の波を受けながら、地域の実情を正確に把握し、住民の課題とニーズを理解し、的確な政策づくりを行うという能力が、今、実際に求められているわけですが、多くの自治体が専門職やスペシャリストを育成できず、一般職や総合職中心の仕組みをつくってきていて、これらは低いハードルと思っていると言われております。

一方で、大学を巡る環境も大きく変化してきており、2007年の学校教育法の改正によって第83条2項「大学はその目的を実現するための教育、研究を行い、その成果を広く世界に提供することにより社会の発展に寄与するものとする」という項目が新設され、教育、勉強の成果を積極的に社会に公表、還元していくことが求められるようになりました。

このように自治体と大学はともに地域を現場として連携・協力する条件を整えつつあります。

本市におきましても、今年6月には、夕張市長、法政大学の協力に関する協定が締結され、法政大学のホームページには夕張市の地域づくり、地域振興や法政大学の教育研究について相互に連携、協力して取り組むことで地域社会の発展と教育研究の向上を目的としています。夕張市が大学間とこのような協力協定を締結することは、初めてのことで、とあります。

執行方針にある市のまちづくりに多様な係わりを持ってくれる人材、係わり人口をふやす、外との

交流による知恵の習得や地域外との交流を促進させる、本当によい機会だと思います。調査によりますと、2016年3月の時点で1,510の協定がこの18年間で結ばれています。

そこで、こういうよい機会をたくさんつくるべく、道内の大学にも連携協定を拡大し、夕張市の特長として挙げられる夕張の自然環境、観光遺産と夕張の歴史、自然と観光、映像文化などについて関心や係わりのある大学との連携協定を結び、市が推進するプロジェクトや観光、地域産業、教育、人材育成、生涯学習、まちづくり、インターシップ、地域活動等々、必要と思わせる事項で連携し、市民だけでなく中学生や高校生にも、それぞれの専門的な研究などについて学べる機会をつくることで、興味・関心が広がり、夕張の未来、子供たちの未来をつくることにつながると考えますが、市長の見解を伺います。

夕張の未来をつくるプロジェクトの2件目として、夕張市の奨学金制度について伺います。

政府は、今年の6月27日、貧困率を発表しました。全人口の貧困率は2012年の16.1パーセントから2015年の15.6パーセント、子どもの貧困率は16.3パーセントから13.9パーセント減少したとしました。

ところが、可処分所得の全体が下がったために、貧困線が自動的に下がっただけで、これからの上昇を加えれば、2016年の貧困人口率は24.3パーセント、3,079万人にもなります。つまり4人に1人が貧困であり、18年前の1998年が12.9パーセントですから、18年前と比べて昨年は2倍近くも貧困人口率が増加し続けてきていることがわかります。

さらに、昨年特別にNHKのクローズアップ現代で放映された奨学金不正の衝撃という番組では、大学授業料が上がり続けているが親の世帯年収が減り続け、仕送り額は過去最低、そのため2人に1人は奨学金に頼らざるを得なくなっている。本来、奨学金は社会人になってから返済するものですが、働いても収入が低く返済し切れない人が急増しています。自己破産に陥るケースも1万件に上っていま

す。自己破産をすると連帯保証人に持っている親や親戚が払うこととなりますが、400万円を超えるような金額を簡単に払えるものではありません。

今、現在の日本では学生が夢を持って進学し、就職した後、夢を実現しているのに低賃金のために生活ぎりぎりです。奨学金を返済できないような現実が蔓延していることが切実な現実問題です。

世界的に見ますと、そもそも大学の学費は無料か、もしくは低額の国が多く、また、学費がかかったとしても給付型奨学金が充実している国がほとんどとなっています。つまり学費が安いのか、給付型の奨学金があるか、そのどちらかがあることが世界では当たり前で、OECDの発表によれば学費が高額で、かつ給付型奨学金が存在しない国は、日本、韓国、チリの3カ国のみとなっていました。

そんな中で、ようやく国の給付型奨学金、月2万円から4万円が18年度から給付されることとなりました。しかし、住民税非課税世帯、または生活保護受給世帯が対象で、高い学業成績や学業以外の活動で成果を上げ、学校からの推薦であることなど、非常に範囲が狭いことが特長で、今年度の支給対象者は全国で約2,800人、来年度からは毎年約2万人を対象とする予定ですが、現在、日本学生支援機構を利用している奨学生は2.6人に1人の割合であり、募集定員も給付額も全く不十分と言われざるを得ません。

全日本教職員組合の2015年度の調査によれば、返済不要な大学生向けの奨学金制度を独自に設けている自治体が全国112自治体、6.4パーセントにとどまっているということですが、北海道内の札幌市と登別市では給付型の奨学金を設置しています。

夕張市教育大綱の基本理念であるふるさとに誇りを持ち、ともに支え合い、未来に向かって夢や希望に満ちた子供たちを育むために、現在の貸与型の奨学金と並行して給付型の奨学金を設置し、保護者の経済状況が困難であっても、子供たちが夢に向かって進学できる環境づくりが必要ではないでしょうか。

全国からの応援である幸せの黄色いハンカチ基金に、子供たちの健全な育成に関する事業で 2015 年度では、3,376 万 5,000 円、2014 年度では 1,146 万 8,000 円が寄せられています。

また、先月から始まりました夕張高校魅力化事業のガバメントクラウドファンディングにも約1カ月で180パーセントを超える寄附が集まりました。こういった全国からの支援を使って、ともに支え合い未来に向かって夢や希望に満ちた子供たちを育てるために、また、子育て支援や定住促進の一環としても夕張の未来をつくることにも、さらにつながってくると考えます。

以上のことから、ぜひとも給付型の奨学金の設置を検討いただきたいと考えますが、教育長の見解を伺います。

以上、2件につきまして、ご答弁よろしくお願いたします。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、初めに、交通事業者の育成についてのご質問にお答えをいたします。

当市は、効率的で持続可能な交通体系の構築を目指して、地域公共交通の再編を進めているところであり、この10月にも路線バスの一部区間で運行廃止が行われますが、その代替としてデマンド交通の運行拡大、また、タクシー乗車代補助制度の導入を行うこととし、本議会に関係予算を提出しているところでもあります。

これらの運行拡大、制度の導入が事業者の大きな協力を得ながら、限られた交通資源を効率的に組み合わせることによって、市民の足を確保することとしたものであり、あわせて事業者の運行負担の軽減、収支の改善、事業者における新たな従業員の採用にもつながるものと考えております。

引き続き限られる地域資源の有効かつ効率的な活用を図り、JR石勝線、夕張線の廃止後の交通体系のあり方も見据え、地域公共交通の維持、確保に

取り組んでまいりたいと考えております。

次に、夕張の未来をつくるプロジェクト大学との連携協定の拡充についてのご質問にお答えをいたします。

当市は、夕張市地方版総合戦略において夕張の未来をつくるプロジェクトの基本的な方法として、地域に誇りを持ち、地域の未来を語るができる人材育成を実施する。また、学びの環境は外との交流による知恵の習得や地域外との交流を促進することを図っております。

こうした夕張の方針に共感する専門家や全て長年にわたって本市に係わってくださっている市外の専門家など、夕張高校の魅力化プロジェクトの柱の一つであります公営塾における軌跡の事業や、小・中学校の総合学習の講師として招聘するなど、生徒の夢へのきっかけづくりや生徒が自ら考え学ぶ環境の整備を進めていきたいと考えております。

なお、この環境整備にあつては、大学等の連携協定が必要な場合は、その都度検討を行っていくというところで答えております。

次の、夕張市の奨学金制度についてのご質問については、教育長より答弁をさせていただきたいと思っております。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君（登壇） 夕張の未来をつくるプロジェクト、夕張市の奨学金制度についての熊谷議員の質問にお答えいたします。

現在、夕張市では、毎年2名分を予算化し、奨学金を貸し付けているところでございます。

夕張市は熊谷議員のお話のとおり貸付金の奨学金で収入制限を設けず、月額3,000円を上限に最大4年間の貸し付けを行っております。返済は卒業後6カ月を経過した月から10年以内に返済していただくこととしてございます。

平成29年8月現在、3名の方に貸し付け中であり、2名の方から返済中でございます。

また、卒業後夕張市内で5年以上就職された場合につきましては、貸し付けからの10分の5、つまり

半分の返済を免除し、卒業後夕張への就職、定住を促進しているところであります。

熊谷議員よりご指摘がありました給付型の奨学金制度につきましては、現在既に貸し付けを行っている方との公平性や財源の確保、対象人数、収入制限をしなければいけない等々、さまざまな懸案が山積していることから慎重に協議をしていくことが必要かというふうに考えております。

以上でございます。

●議長 厚谷 司君 再質問ございませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 それでは、公共交通につきまして再質問をいたします。

今、市長のほうから、今後も色々と検討していきたい旨のお話がありました。5月の末に開催されました市民懇談会におきましても、交通に対するさまざまな意見が出されておりました。一例を挙げますと、高齢者が朝、タクシーを使おうと思ってもタクシー事業者にもスクールバスの運行を依頼している関係で、タクシーを使えないですとか、以前は夕鉄バスに希望路線を要望できたが、今度はそういう要望ができる協議会や委員会などを設置されているのかですとか、さらに、今後高齢者の運転免許証の返上がふえ、公共交通へのニーズがふえることが予想されるので、十分な検討をしてほしいものという意見が参加者から出されておりました。

また、昨日、12日の新聞の中で、高齢者の運転免許の更新に認知症の検査が加わり、厳密にすると高齢者の足が奪われるのではないかという懸念が出されておりました。

交通の安全第一に考えれば、認知症の検査は厳密にさせていただき、高齢者の免許は返上しても公共交通で足が確保していけるようにしなければならないというふうに思います。

今、現在がとりあえず状況的には間に合っているといえましても、高齢化率が50パーセントを超えている夕張市ですから、そのニーズをどうするのかが今後問われていることになると思います。今後

に向けても方針を出していく必要があると思いますが、その辺についてどんなふうにお考えでしょうか。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員の再質問にお答えをする前にちょっと趣旨を確認させていただきたいのですが、今後の方針とおっしゃいましたけれども、それは高齢者の方の今後免許返上等がふえてくることに関する、そのとくだしの基本方針とかそういうお話しなのでしょうか。

基本的に公共交通の確保の方針というのはご質問の中で上げていただいた各種点について、今、タクシーとバス事業者と協議をさせていただきながら確保を進めているところでございますので、ちょっと確認のためにさせていただきたいと思っております。

●議長 厚谷 司君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 今後のことを事業者の方たちと相談されているということでしたけれども、市政執行方針の中で交通事業体をつくっていくんだと、そういうことははっきり出されていて、それが今どのような状況になっているのかというのが、市民から私のほうに問い合わせがあります。そういう状況の中で、たまたま交通協議会で出された話も、まだまだ公にはなりませんし、私自身もホームページなどで見ているところではあるんですけども、その交通事業体についてそういうニーズを一元化したり、ドライバーを育成したりということもおっしゃっていたわけで、そういったことが、今どのような進捗状況にあるのかということをお伺いしました。

そして、12日の出された新聞の中では、これから高齢者が認知症検査にどの程度の方が引っかかってくるかわかりませんが、高齢者の方たちが免許返上をするということがふえてくるということは、もう喫緊の課題として狭まっているわけで、特に夕張市の場合は高齢化率が50パーセントを超えていますから、そういうそんな遠くない先に非常にいいニーズが高くなるだろうということが考えら

れます。そのときに免許を返上したのでは、買い物にも、それから自分たちが出向くにも困るような交通の状況では、やはりなかなかそういう状況があっても運転したいという、そういう市民の皆さんの要望になっていくというふうに思うんですよね、もしそういう交通がなければ。

それで、交通状況の整備が喫緊の課題だということと、その交通事業者の進捗状況と、そういうことに向けて市としてはどのように考えていらっしゃるのかということ伺っています。よろしいでしょうか。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、運転免許の返上と、現在市が進めております公共交通の確保、この部分というのは何で私が趣旨を確認させていただいたかと言いますと、そもそも夕張は高齢化率が高いわけでございます。これは今に始まったこととはございません。かつ高齢者の方で、女性の方がとりわけ顕著ですが、免許保有がやはり年齢に応じて車の保有も含めて減っていくわけです。女性の方が多いです、高齢者の方。そう考えると当然そういった免許返上の有無にかかわらず、そういった公共交通への依存度が高くなる。これは我々政策立案にあっては、当然認識した上でやっているわけでございます。

タクシーの今回の助成についても、例えばそういった高齢の方、かつそういった自動車の所有状況、そういったものも踏まえた中で制度設計を当然考えております。

それと、あと交通事業者が入る市政に関する話し合いがございますが、これはNPO等で確かにそういった補完する必要があるだろうということについて、方針としても述べておりますが、基本的には既存の事業者がございまして。今、JR石勝線、夕張線の廃線、そういったものを具体的方向性として位置づける中で、バス、タクシーなどの既存事業者がどう持続可能性を持って運営ができるのかどう

か。

さらには、そこで足りない部分がございます、これは未来の話でなくて現時点においても足りない状況につきましては、例えば社会福祉協議会、またNPOにもご協力いただいている実態がございます。タクシー事業者においても、今まで引き受けていただけてなかった部分について、事業をさらにお願いをしたいということも行っているところでありまして、そういった面において言えば、先ほど申し上げた交通事業者の進捗状況という部分においては、そのような形で現在進んでいるところでありまして、今後もそういった大方針に沿って取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでありまして。

●議長 厚谷 司君 再質問を確認する前に熊谷議員に申し上げますが、再質問の内容ですね、答弁しやすいといたしますか、できますように簡潔に質問をまとめていただくようお願いいたします。

再質問はございませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 今、市長のほうから既存の事業者の可能性と、それからNPOについても言及がありました。そういうNPOについて少し詳しく教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員のご質問にお答えをいたします。

NPOにおいて言えば、障がい者雇用等を行っておりますらぶらすさんが、その児童輸送の一部を非常に厳しい状況に本市が置かれた中において、ご協力いただいた経過経緯がございます。その点について触れさせていただいたということです。

●議長 厚谷 司君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 わかりました。

市のほうで、今、精いっぱい頑張っていることはよくわかっております。今後も市民が安心できる交通体制の構築に向けてぜひ頑張りたいというふうに思います。よろしくお願

たします。

次に、2点目に移ってよろしいでしょうか。

大学との連携につきまして再質問させていただきます。

法政大学のホームページには今後の取り組みについて締結された新協定をもとに、法政大学法学部政治学科に今年度から開校する公共政策フィールドワークの現地実習を夕張市で実施すると。本年9月に総勢57人の学生、職員、教員が4泊5日の日程で夕張市を訪問しますと。教室で得た知識をもとに、地域に現地足を運び、そこで見た物、聞いたこと、感じたことをもとに自らの政策課題を発見し、考えることを目的とした実習授業で、夕張市役所、夕張市議会、社会福祉協議会、市民活動団体などを訪問し、聞き取り調査、活動作業調査、及び現地当事者等の意見交換も予定していますというふうにあります。

実際、昨日からたくさんの学生さんたちが議会を傍聴されておりますし、今後、市民の皆さんとの意見交換も双方にとって貴重な時間になることと思います。

それで、他の自治体が自治体大学連携協定と連携組織に注目して、両者が地方創生にどのように向き合おうとしているのかと言うと、例えば、札幌市では、大学が有する知見や学生の活力等を地域の活性化や地域課題の解決に生かすために、大学をまちづくりの重要なパートナーと位置づけ、各大学との連携に取り組んでおり、ホームページは大学提案型共同研究として、本市が抱える中長期的な政策課題の解決に寄与する研究について、大学研究者と市職員が協同で取り組み、研究成果を本市施策に活用することを目指していますとあります。

札幌圏大学連携ネットワーク会議を平成22年に発足させ、札幌圏の各大学と各市町との間で緊密なネットワークを構築し、大学と地域との連携のさらなる促進や、各大学が抱える諸課題の解決に向けた大学間の連携の促進を図ることを目的に、参加団体は札幌市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新

篠津村、札幌広域圏組合が参加しています。

大学は札幌市内と小樽商科大学、室蘭工業大学などの27大学と、七つの自治体や組合で加入してさまざまな事業を実施しています。

それと、岩見沢市では北海道大学大学院保健科学研究員、北海道教育大学と総合協力協定を締結し、教育、文化、芸術、スポーツの分野で援助、協力することとし、さまざまな事業を実施しています。

市内に大学があるまちばかりではなく、お隣の栗山町では酪農学園大学、遠い横浜大学の間で教育、文化、スポーツなどの分野で相互交流を促進し、協力関係を深め、相互の発展を目指すために締結。

また、栗山町農業振興公社では、北海道大学農学部との協定を締結し、サテライトの設置、農家研修の受け入れ、農業農村調査などを行っています。

また、昨年、北海道栗山高校と岩手県久慈大学が、新しい時代にふさわしい校外接続の実現に向けた包括連携協力に関する協定を締結しました。

由仁町では星佳道都大学、長沼町では北海道教育大学と連携協定を結んでいます。連携を結んだ大学とは市民大学の講師やまちのイベントでの協力、子供たちとの交流事業、大学キャンパス内での中高生向けのイベントの開催など、さまざまなことが行われ、大学の持つ専門分野はもちろんのこと、若い学生さんたちの情熱やボランティア精神をまちの行事等に取り入れ、学生さんのまちにもこれまでやれなかった大きな実りとなっています。

まちに大学がないまちほど、そういった刺激が子供たちにとっては興味・関心を広げる大きなチャンスになると考えますが、先ほど市長のほうからは、その場合によって連携が必要であれば連携をしていくんだというお話がありました。こういうことに向けて、ぜひとも積極的に地方連携に向けて施策をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

再質問の中で、私の本日の答弁がございましたけれども、連携協定が必要な場合ということで申し上げたのであって、連携があることではないので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

と言いますのは、なぜこういったことを申し上げたかと言いますと、私はまず一つは、協定を結ぶのもすばらしいことだと思いますが、大学と何をやるのか、これが非常に重要であろうというふうに思っています。法政大学と協定を締結するにおいては、財政破綻後をちょっと私も記憶が定かではないですから、2008年とか2009年にボランティアセンターと協定を締結しています。その間、実質も10年目とか、そういうような長い期間にわたってフィードバックやさまざまなボランティア活動など、活動実績を積み重ねてきた上で今度大学全体とやっています。

また、実際認定講座である公共政策フィードバック、こういったもので体系的にそれをやっていますじゃないかとかということがあった中で、協定を締結することが最も双方にとっていたということでございます。ですので、何をやるのかという視点が非常に重要であるというふうに思っています。

また、市側が協定を締結したいという強い意向が仮にあった場合についても、大学としての意思決定もこれ当然でございます。ですから、そういった双方にとって何をやるのかということが、それぞれにとってしっかりと理解をいただける環境を整えていく、このことも非常に重要な視点であろうということで、先ほど連携協定の部分については、その必要性について答弁させていただいたということがあります。

大学等の連携について、決して後ろ向きだとかそういうことはございません。ただ、協定を締結して何をやるのだということ、やはり双方重要視しているところでございますので、今後のそういった視点の中で今までの活動実績、または何をやるのかと、この点に重点を置いて連携をしていきたいと。

先ほど、実績を挙げていただいた各自治体のお話

がございました。ただ、私の個人的な思いでございますが、多くはやはり立地がその自治体内である場合、例えば北海道内と言いますと北海道内に大学があるところと、連携を取られているケースが多いのかなというふうに思います。夕張の場合はまさに系の大学なわけでございますから、一方で東京の今後更新がどうなるかわかりませんが、学生数を抑制しようというふうな国の考えがあるようでございます。東京に一極集中の是正ということだと思いますが、それから、やはり地方とそういったところも連携というのがますます大学にとっては重要になってくるような視点があるのではないかと考えておりますので、道内に留まらずそういった広い視点の中で方向性というのは考えていきたいなと思っております。

●議長 厚谷 司君 再質問ございませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 わかりました。本当に連携に後ろ向きではないということで、何を重要視するのかなということだというお話でした。夕張は財政破綻以来、たくさんの大学の研究者の方たちが夕張に入られて調査をされたり、さまざまなアドバイスなど、いろんなことがあって20年やってきたんだというふうに思います。今後も必要のところまで連携協定が必要かどうかは別としまして連携しながら、市民や中学生、高校生たちが広い視野の中で夕張の中で暮らして行って、夕張をいいふるさとだったというふうに思える、そういうふるさとづくりをしていただければと思います。

それで、次に移ります。

それでは奨学金につきまして、再質問をさせていただきます。

昨年6月のNHKクローズアップ現代についてのお話をいたしました。それは6月に放映されたものだったんですけども、同じ2カ月後の8月に同じクローズアップ現代で奨学金破産の衝撃、中退続出の危機というのが報道されました。

この中では、奨学金を借りただけでも親の

仕送りができない、そういう経済状況の中、アルバイトにアルバイトを重ね生活しなくてはいけないというところで、身体も心もくたくたになって、そして中退が続出していると、そういう続出者が多い中で中退をしますと、即奨学金の返還が求められるのですね。途中で中退すると、もちろん大学の卒業資格は得られなくて、なかなか安定した職業にも就きにくい、200万円以下のそういう労働者になっている状況がたくさん報道されておりました。

そういう中で、本当にこの給付型の奨学金が求められているというふうに思います。ちょっとお話ししますと、真夏や真冬でも冷暖房は使わず、食費は1食100円で抑えろとか、奨学金とアルバイトで暮らしていたら働き過ぎて留年したため奨学金を止められた。そのためアルバイトをふやしても足りず、生活費を極限にまで切り詰めなければならない。それから単位が取れずにその仕事をし過ぎて留年して2年になるけれども卒業に必要な単位が取れていない。4年間で必要な単位の3分の1を残したままで、このままでは卒業も危ぶまれる状況だと、そういう状況が報道されています。先ほどからお話ししていますように、中退しても返済は残るわけで、四百何十万円という4年間、3年なり4年なり借りますと400万円を超えるような大きな額の借金が残っていきます。このような中にバイトで中退する学生は年間およそ8万人です。大学を中退すると学生たちはもちろん厳しい現実で、先ほどお話ししたように奨学金を借りて大学を中退した人の多い以上が税収200万円以下に留まるという専門家の調査もあります。

そういう中で文部科学省の調査では経済的な理由で中退した人は、大学に対する調査で2割程度だったけれども、東京大学教育研究センターの調査で中退原因の一つの原因だけではなくて経済的に苦しいからアルバイトを多くし過ぎて、その結果健康にも精神にも学業にも支障が出る。そういう複合的なもので、その結果が中退の経済的な理

由がやっぱり3割程度で非常に多いということがわかってきましたという報告があります。

それで中退した人はその後が非常に厳しい状況になる、200万円以下の仕事にしかなかなか就けない。そして奨学金を返済できない、それが連帯保証人になった親にも負担がかかってきて、高齢になった親が400万円を超えるようなそういう奨学金の返済を迫られる、そういう番組だったわけですが、教育長に伺います、今の中退生が続出するような本当にアルバイトを幾つも重ねてやらなければならないような、こういう報道に対して、教育長はどのような関心を持たれたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

●議長 厚谷 司君 答弁の前に熊谷議員に申し上げますが、通告いただいているのは夕張の未来をつくるプロジェクトということで、今、夕張市の奨学金制度についてご質問されたのだと思うのですよね。

それで、そこの答弁が広くならないように、質問の内容についても十分精査をしていただきたいと思います。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 では、感想というのは大変だなというふうに誰でも思うところだというふうに思います。奨学金という背景には今の学生、とりわけ本当に厳しい状況があります。また、この事業では右肩上がりに上がっている一方で、1日当たりで生活費を見ますと、実は親の収入が3分の1にまで減っている。これは年収そのものが減っているので仕送りを減らさざるを得ないという状況です。学生時代のアルバイトは、かつては社会勉強だという時代もありましたけれども、今の学生にとっては生きるためのアルバイトになっている学生が非常に多い状況です。

それから、今、学生たちはパソコンとかスマートフォンとかで必ずと言っていいほど必要な状況です。

休校の連絡などもスマホを通して見たりパソコ

ンで全部入力してレポートを提出する。また、データで提出するというのも珍しくありません。パソコンやスマートホンがないと勉強できない状況で、その分お金がかかるし、それから維持費もかかります。

そういう状況の中で、ぜひ夕張市としましても給付型の奨学金を設置していただきたいと思いますが、教育長のご見解を伺います。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、夕張市が今年を含めて10年間借金を返済し続けるという現実があることはご承知のとおりです。

そういった中で、新たな財政再生計画がスタートをした。そこで、財政状況が厳しいということは熊谷議員もご承知のとおりでございますけれども、今、現時点において夕張市が積極的に行うべきことは、先ほど議員のお話の中でございましたけれども、0歳から18歳までの期間における教育の充実推進といったところに、今は視点を充てるべきだと、この奨学金制度につきましても、教育ローンとは違って、年金利最大3パーセントというふうに定められております。ただ、この夕張市においては無金利でございます。しかも卒業式から6カ月経過し、その後から支払いをしていくというような現状でございますので、無理なく余裕をもって返済ができるというような体制になっているというふうに認識してございます。

そういったような観点から、いろいろな郷土愛を推進していくうえでは、その給付というところに視点を置き過ぎるということはいろいろな面でこれから議論をしていかなければいけない重要な部分だと思いますけれども、慎重に協議をしていかなければいけない。熊谷議員の話の中にもございますが、夕張の未来を創るということには0歳から18歳、こういったところにしてもらっているような説明ということが重要でないかというふうに考えてお

ります。

以上です。

●議長 厚谷 司君 再質問ございませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 今、教育長のほうからは慎重に協議していかざるを得ないということがございました。もちろんそうだというふうに思います。でも、最初に申しあげましたように、今、黄色いハンカチ基金ですとか、ガバメントクラウドファンディング、そういったことで全国からも支援が来ている状況があります。

道内の他市町村の例を挙げますと、沖縄県の教育では2016年度から20校に進学した25人に奨学金の給付を始めています。月額最大7万円を支給する。入学前の入学金など実費最大30万円の支給ですとか、沖縄北谷町の議会では、ことしの6月、町の育英会条例の第1条に給付の文言を追加する一部改正案を全会一致で可決、28年4月入学の学生を対象に給付を始める見込み。

また、石垣市でも給付型の奨学金を制定するため、今月9月議会で条例を上程することが報じられています。

また、炭鉱のまちとして夕張ともつながりの深い田川市…。

●議長 厚谷 司君 熊谷議員よろしいですか。

再質問の答弁がしやすいように、先ほども申しあげましたけれども、再質問については簡潔にお願いをいたします。

●熊谷桂子君 この事例も今紹介しております。炭鉱町としてもつながりの深い田川市郡田川市町、8市町村が返済の必要がない統一の給付型奨学金制度を創設し、本年度から奨学生の募集を始めました。

今後市町村が設置する寄附型奨学金は続々とふえていくのではないかと私は考えています。教育に力を入れる夕張市、高校魅力化だけでもなく、夕張の未来をつくるプロジェクトとしての進学のための給付型奨学金が設置されれば、市民もこれから

移住、定住を考える未来の市民にとっても大きな魅力のある、そして名実ともに誇りの持てるふるさとなるのではないかと考えます。

最後にまとめて大変ですが、教育行政執行方針では、今、私たちは夕張に住む子供たちに何ができるのか、市民全員が真剣に考えるときを迎えたと思っております。市民が潤いある生活を送るとともに、持続可能な地域づくりを進めるためには、生涯学習活動を通じ、その成果を生かせる環境づくりが重要であります。市民の生活の中でより多くの文化・芸術・スポーツに触れ、さまざまな学習機会が得られる生涯学習社会の実現であります。

教育委員会といたしましては、地域の子どもは地域で育てる、生きがいを感じるまちの意識を意欲的に高めてまいります。それとのつながりを大切に、将来に向けて種をまく環境づくりに誠心誠意尽力していく覚悟と述べられております。

1 回目に質問をしました大学との連携協定、そして、2 点目の給付型の奨学金で夕張市の教育環境は劇的に大きく変わっていくことと思います。さらに安心できる公共交通体制が整えば夕張市の魅力はますます大きくなり、定住人口の増加にもつながることと思います。

今後を期待しまして、質問を終わらせていただきます。

●議長 厚谷 司君 その前に、議長のほうから教育長に再度答弁を求めていきたいと思えます。と申しますのは、現在討論していただいている夕張市の奨学金制度について、ご要望ありましたが、そこに対する市側のいわゆる答弁を改めて述べていただくことが適当ではないかなというふうに判断しておりますので、教育長よろしいでしょうか。

●教育長 今 勉君 先ほどのこの話と重複することがあると思えますけれども、先ほど来、の実情をお話いただきました。それで、給付金制度が増加していつているという実情を私自身も思っております。

ただ、夕張市の今の現状ということを考えますと、

ふさわしいかどうかわかりませんが、ばらまき状態という、今の夕張市においてはふさわしくない、そういうように考えております。そういった面でも無金利の状態で無理なく計画的に支払うことのできる貸付型という形でこれからも進めていきたいというふうに思いますが、いろいろな現状の情報を入手した上で適切な対応をしていきたいと、現時点においては慎重な対応が必要であろうというふうに考えております。

以上でございます。

●議長 厚谷 司君 それでは、以上で熊谷議員の質問を終わります。

次に、千葉議員の質問を許します。

千葉議員。

●千葉 勝君（登壇） 千葉勝です。

通告に従いまして、3 件、6 点について質問させていただきます。

最初に、新学習指導要領についてです。

文部科学省は 3 月に 2020 年度から順次実施いたします小・中学校の 1 次学習指導要領を公表しました。

今回の学習指導要領改定は変化が激しい社会で生きる力を育て、育てるため、児童生徒が自ら考え知識を活用できるようにすることを目指しています。これを実現するために授業時数をふやすとともに、学校現場に対して授業の工夫改善を促していきます。

今回の改定の主な内容は、現行指導要領から授業時数や内容の削減をせずに、小学校における英語教育をさらに推し進める内容となっております。

具体的には、成績評価を行わず、歌やゲームなどを通して挨拶や英語圏の文化に親しませる外国語活動を小学校 3 年生に移行し、英語の学習が週 1 時間で年間授業時数が 35 時間が増えます。

また、小学校 5 年生からは英語を正式教科として聞く、話すほかに、アルファベットや定型文の読み書きも学ばせることとなりました。年間授業時数は現在の 35 時間から 70 時間で倍増になりま

す。

小学校の標準年間時数は3年生で945時間から980時間に、4年生以上は980時間が1,015時間となります。

また、英語教育に加え論理的な思考を身につけさせるために、コンピュータなどを活用したプログラミング教育を必修化し、小・中学校のあらゆる教科で主定的、対話的で深い学びの実現という目標を掲げ、児童生徒が知識を学ぶためだけでなく、さまざまな課題の解決に知識を役立てる力を養うとしています。

この体験学習指導要領は、小学校が2020年度から、中学校は2021年度から実施されるということになっています。

今回の学習指導要領では、各教科の授業は週当たりの授業時数が授業の負担過重にならないようにするものとなっております。ただし、夏期、冬期学年末等の休業日に授業日を設定する場合も含め、これらの授業を特定の期間に行うことはできることもなっております。

文部科学省はふえた分については、短時間学習や長期休業期間の削減、そして土曜授業などで捻出するよう提唱しています。

しかし、夏休み等の削減や土曜授業は子どもの余裕を奪いかねないとの指摘もありますし、教職員への労働条件の悪化することは明らかであります。

文部科学省は5月26日に新学習指導要領の移行措置期間における教育課程案を公表いたしました。その内容は、外国語活動の授業時数は小学校3年生と4年生において15時間、5年生と6年生においては15時間増加させ50時間とし、総授業時数3年生から6年生まで各学年において15時間増加する内容となっております。

各学校において現行の教育課程にさらに15時間の授業時数を加え、確保することが困難な場合は平成30年度と31年度において総合的な学習時間及び総授業時数から15時間を超えない範囲の

授業時数を減らして、外国語活動と外国語化の内容の一部に充てることができるようになっております。

そこで、3点について教育長にお伺いいたします。

まず、1点目、学習指導要領の総則の最初に教育課程は各学校で定めるとなっています。また、夕張市学校管理規則第38条教育課程の編成において、校長は教育基本法並びに学校教育法に掲げられる教育目標を達成するために、教育課程を編成するとなっております。

そこで、今回の改訂されました学習指導要領に伴う小学校と中学校における教育課程の編成作業の具体的スケジュールについてお伺いいたします。

2点目、学習指導要領改定に伴い、2018年度からの履行期間内における小学校での外国語活動と、外国語科英語の履修確保を総合学習の時間等を削減して行うのかについてお伺いいたします。

3点目は、今年度の教育執行方針で、平成32年度から小学校の英語科の強化に向けてALTの活用及びICTを活用し英語教育の拡充を図ってまいりますと述べられておりますが、具体的な考えをお伺いいたします。

次に、夕張市小・中学校における就学援助についてお伺いいたします。

就学援助制度は学校教育法第19条において、経済的理由において就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。

就学援助費は2005年に国庫補助金が廃止されましたが、一般財源化され多分市町村が単独で実施しております。国庫補助金が廃止されても地方交付税を算出する際の基準財政需要額に算入されております。

北海道が2017年4月に発表いたしました子どもの貧困に関する全道実態調査の集計結果が、家計が赤字と答えた世帯が2割以上を占めるなど、子育て世帯の親の苦しい経済状況が明らかになっ

ております。

就学援助は子どもの貧困対策の一つとして重要な政策であり、子どもの学校生活にとって必要な項目となっており、所得の低い世帯にとっては切実な援助であり充実すべき必要があると考えております。

平成 29 年度夕張市において新入学学用品費購入費の支給額は、小学校 1 年生が 4 万 600 円、中学校 1 年生では 4 万 7,400 円が 5 月末に保護者に支給されたとお聞きしております。この新入学学用品費は、小学校 1 年生と中学校 1 年生に対して入学するために必要なものを購入するために支給している補助金と理解しております。

今年度夕張中学校に入学した 1 年生が購入した制服とジャージ代は男子で 4 万 5,576 円、女子は 5 万 5,188 円で新入学学用品費購入費の支給時期が入学後の 5 月末に支給されていますので、修学援助を受給している保護者はこれを一時立て替えている状況だと考えます。

こうした中で、入学準備金の立て替えをしなくて済むように入学前の 2 月から 3 月に入学学用品費購入費が支給されるのが、保護者の負担軽減につながるものと考えております。

文部科学省も就学援助の支給について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知を出しているとお聞きしております。

また、2 月から 3 月に支給している教育委員会もあるし、今後支給するよう検討されている教育委員会もあるとお聞きしております。そこで、1 点について教育長にお伺いいたします。

夕張市においての新入学学用品費購入費の支給時期を、他の教育委員会も行っているように入学式前に支給できるようにするための検討状況についてお伺いいたします。

最後に、教職員の時間外勤務縮減の取り組みについてです。

平成 29 年 4 月 28 日、文部科学省は 2016 年度

の公立小・中学校教員の勤務実態調査を公表いたしました。この実態調査によりますと、公立中学校の 1 時間当たりの平均勤務時間は 63 時間 18 分、1 日平均勤務時間では、平日で 11 時間 32 分となっており、10 年前の調査と比べて大幅に増加していることがわかりました。

また、公立小・中学校の 1 週間当たりの平均勤務時間が 57 時間 25 分、1 日平均勤務時間が平日で 11 時間 15 分と、やはり 10 年前より増加していました。

労働基準法は、1 週間の労働時間の上限を 40 時間とし、これを超えた場合は超過勤務時間外労働として法規制の対象としております。つまり教員の勤務実態は労働基準法から見ると、1 週間当たりで中学校教員は 23 時間以上、小学校教員でも 17 時間以上の超過勤務をしております。

中学校教員の約 6 割、小学校教員の 3 割が週 60 時間以上働いているとなっております。厚生労働省が月 80 時間の時間外勤務という過労死ラインが 1 週間と言えば 20 時間の時間外勤務ということになり、公立中学校の教員の 1 週間当たりの平均勤務時間 63 時間、1 週間の時間外勤務の 23 時間はこの基準を超え、こうした過労死ラインを超えている教員が中学校では 6 割です。

また、北海道教育委員会が行った 2016 年度の道内公立小・中学校、高等学校と特別支援学校の教職員勤務実態調査では、中学校教員の 47 パーセントは国が示す過労死ラインに達する週 60 時間以上の勤務となっていることが明らかになりました。

これでは教職員がゆとりを持って子どもと向き合い、子どもに寄り添い、したい教育を行うことは困難ではないかと考えます。

勤務時間増の要因として、土日の部活動、クラブ活動の増加が指摘されておりますが、必ずしもこれだけでは放課後の学習指導、授業の準備や教員に課せられる事務量の増加や保護者への対応時間の増加など、さまざまな要因が指摘されてお

ます。

教員には公立の小学校等の教育職員の給与に関する特別措置法第3条によって時間外勤務、休日勤務手当が支給されず平日の教育調整額が支給されておりますが、このことは未定量の時間外勤務を認めているわけでもありません。

札幌市教育委員会は、今年の夏から日ごろ業務や部活動が忙しい教員に休暇取得を促して負担軽減を図るため、札幌一律小・中学校などにお盆特別の日の平日に最大3日間、教職員が原則として出勤しない各種休校日を設ける取り組みを行いましたが、休暇の取得は作業日に自分が取得したい時間に自由に取得できる体制が重要と私は考えております。

教員にも法定労働時間に関する労働基準法32条は適用されますし、条例等で所定労働時間が定められております。事業者は法定労働時間を超えて勤務させてはならないのはもちろん、教員の勤務時間が所定労働時間におさまって勤務時間を管理する責任も劣っていると考えます。

しかし、2016年連合総研が行った教職員の働き方調査結果によると、小・中学校における管理職による最近の管理実態で退勤時刻の把握を行っていないが20パーセント、出勤簿の捺印によって行っているが30パーセント、タイムカード等で行っているのが10パーセント、把握しているかどうかわからないが26パーセントという、そういう実態でありました。

教職員の時間外勤務が膨大になる一方で、改善・是正がなかなか進まない現状ありますが、道教委の条例改正や要領改正等により振り替え休業を拡大してきていることは一定の評価をできますが、十分とは言えない状況であります。学校は教員の膨大な時間外勤務で成り立っていることは明らかであります。

そこで、夕張市における教職員の時間外勤務の実態と時間外勤務の縮減の具体的な取り組みについて教育長にお伺いいたします。

1点目は、平成28年度の小・中学校教職員の1カ月の平均時間外勤務と、有給休暇の平均取得日数についてお伺いいたします。

2点目、平成28年度夕張市教育委員会と市内小・中学校、それぞれの時間外勤務縮減の具体的な取り組みについて教育長にお伺いいたします。

以上、ご答弁よろしくお伺いいたします。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君（登壇） 千葉議員のご質問にお答えをいたします。

まず、初めに、学習指導要領改定に伴う教育課程等の編成作業の具体的なスケジュールについてでございますが、平成30年度から小学校に導入される特別な教科道徳の年間指導計画は、平成29年度中に編成をいたします。また、平成31年度に中学校に導入予定の特別な教科道徳の年間指導計画につきましては、平成30年度中に編成を完了いたします。

もう既に中学校におきましては、編成作業をしているところでございます。

平成32年度からの小学校の新学習指導要領の実施に向けてでございますが、平成30年度、31年度には3、4年生の外国語活動と、5年と6年生の外国語の指導計画の結成を完了することはもちろんでございますが、あわせて授業時数の増加に伴う週間時数課程の検討を行うこととしております。

次に、新学習指導要領への移行措置期間における外国語活動と英語の時間確保についてでございますが、平成29年度は1・2年生においては年間10時間、3・4年生は年間18時間を設定して、余剰時間を活用しているところでございます。5・6年生における外国語活動は年間35時間として、これは基本となる年間980時間に含まれていくということでございます。

今後平成32年度の教科化までに外国語活動として1年生から4年生までは余剰時間の範囲内で少しずつ時間数をふやしていきたいと、そんな予

定でございます。5・6年生の外国語か英語につきましては、年間70時間が必要になります。35時間の増加となるため余剰時間と総合的に学習時間も活動しながら対応していくということで、予定をしてございます。

次に、ALTの活用及びICTを活用した英語教育の拡充についてでございますが、夕張市におけるALTは平成11年度より制度を活用しており、毎年1名在任しているところでございます。現在も1名在任しており、小学校及び中学校においてそれぞれ週2回授業を行っております。

また、幼稚園及び各保育園にも月1回訪問し、そのほか年間を通じて一般の市民にも対象に夜6時から英会話教室を週1回実施しているところであります。

今後は、平成32年度からの小学校における英語の強化に対応するべく、英語教育の推進及び本定例市議会において補正予算案として提出させていただいておりますICTを活用した小中学校とのオンライン英会話の導入に当たりあたりALTをさらに活用していきたいと考えております。

また、夕張高等学校においてもオンライン英会話を導入及び海外短期留学を検討しておりますので、市のALTを活用し英語教育の充実を図りたい旨の高校、大学からの相談もあることから、来年度に向けてALTの増員についても検討を行っているところでございます。

このようにALT及びICTを活用したオンライン英会話などによる英語教育の充実により、夕張市における0歳から18歳までがつながる教育環境を整備し、グローバル人材の育成につなげてまいりたいと思っております。

次、夕張市小・中学校の就学援助における支給月についてでございます

現在では、2月上旬、新入学児童生徒を含めた保護者に関係資料を配付し、3月までに申請をしていただくことになっております。そして、4月下旬には決定し、議員ご指摘のとおり5月下旬まで

に支給しているところでございます。

ご指摘ございましたように速やかに支給できないかということでございますが、修学援助の認定の際に前年の収入状況を確認する必要がございますことから、保護者の同意を得た上で財務担当課において収入状況の確認を行っているというところでございます。

前年の収入状況につきましては、確定申告の資料をもとに4月中旬ごろにおおむね確定のことから、収入状況等を確認し、認定は4月下旬となり、5月の支給が最短の時期となっている現状でございます。

そこで、千葉議員の3月の支給にならないのかということでございますので、そのことについてもお答えいたしますが、道内では人口の多い10市のうち、3市において新中学生に限り入学前に給付金を3月までに受給しているところであります。

導入している市においては、前年の収入の状況ではなくて前々年の状況で仮認定し、4月下旬に本認定をしているというところでございます。

しかし、課題点として修業転出時の就学援助費の取り扱い、また4月下旬との本認定時に非認定となる場合も収支の就学援助費についての取り扱いが、各地でさまざまな状況であるということを経験として入手してございます。

現時点では現状の支給方法が保護者にとっても負担が少なく済むという対応ではないかというふうに考えてございます。

次に、平成28年度における小・中学校教職員の月平均時間外勤務時間と年次有給休暇の平均取得日数についてでございますが、まず、時間外勤務の実態であります。小学校においては月平均約40時間、中学校においては月平均約50時間となっている実態がでございます。

一方、年次有給休暇の取得状況ではあります。小学校で約11日、中学校で約9日となっているところでございます。

次に、平成28年度における夕張市教育委員会と市内小・中学校それぞれの時間外勤務縮減の具体的な取り組みについてでございますが、平成28年度については時間外勤務縮減強調週間や、定時退勤日及び1週間に一度部活の休止日を設けて時間外勤務縮減に向けた取り組みを行っているところでございます。

初めに、時間外の勤務縮減強調週間においては、年に2回以上取り入れるというような必要がございます。そのことから本市においては振り替え日の実施につき1週間の期間を設けて昨年は6月と11月に、それぞれ実施したところでございます。

定時退勤日については、特に中間・期末考査にかかる期間の部活を休止としておりますので、しやすい環境に努めているところでございます。

また、部活の休止日については、毎週月曜日を5時間授業として部活の休止日と位置づけてございます。できるだけこの日に研修会や職員会議等を開催して、ほかの日に授業準備や生徒対応をしやすく外に勤務が及ばないよう工夫をしているところが実態でございます。

今、申し上げてきた三つの対応策につきましては、できるだけ定時に退勤しリフレッシュに努めるよう管理職、校長、教頭が中心となり指導、呼びかけをしているところであります。

会議については前日までに議案等を提出していただきまして、職員間で議案内容をしっかりと掌握して会議に臨み説明者は要件を絞って説明をさせているところでございます。

以上で、千葉議員のご質問にお答えさせていただきました。

●議長 厚谷 司君 再質問ございませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 答弁ありがとうございました。

何点かについて再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、新学習指導要領の改訂についてですけれども、先ほど移行措置期間における英語の時間数確

保で5・6年生が総合学習も含めて余剰時間を使って時間数を確保していきたいというようなご答弁だったのですけれども、これは総合学習の教育課程を変更しなければならないと考えるのですけれども、総合学習への影響等がないのかどうかについてお聞きしたいと思います。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君 千葉議員の再質問にお答えいたします。

総合的な学習の時間につきましては、その学校の適正において、いろいろな総合的な、あるいは横断的で初歩的な学習や探究的な学習を通して自から課題を解決する、そういった趣旨の総合的な学習の時間において、それぞれ学校において35単位が位置づけられております。そういったような現状の状況を把握した上で、その現状の総合的な学習の時間に影響のないような形で総合的な学習の時間に組み込んでいくことが可能かどうか、その辺をまた学校のほうとはしっかりと協議をさせていただきたいと。

それがかなわないのであれば、余剰時間で対応するというふうなことで、現時点では考えております。

以上でございます。

●議長 厚谷 司君 再質問ございませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 わかりました。きちっと学校のほうと連絡をとっていただけていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点ですけれども、新たな教育課程ですが30年度と31年度に行き、週一の検討もその中で行っていくということですが、文部科学省は新たな教育課程編成に向けては、英語の時間を確保するために柔軟の時間の管理、例えば朝や給食後における15分程度の時間、短時間学習、冬期休業期間の削減や土曜授業を提唱しておりますけれども、現時点で夕張市においてこのような時間も考えて、先ほど言ったようなことも考えて検討しているのかどうかについてお伺いしたい

と思います。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君 申しわけございませんが、どうしても趣旨がよく伝わりません、申しわけございません。

●議長 厚谷 司君 千葉議員、指名を受けてからにしてください。

千葉議員。

●千葉 勝君 文部科学省は、この英語の時間を新たに教育課程に編成するときに、例えば朝か給食後に 15 分程度設けて短時間学習やら長期休業中を削減してやるとか、例えば給食とか土曜日の授業にそういうときにもできますよと文科省は言っているのですけれども、夕張市としては現時点でどのように考えているかという質問です。よろしく願います。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君 再質問にお答えいたします。

他の市町村で行われている長期休業のカットだとか、そういったようなことについては現時点ではありません。また、余剰時間を基本的に考えていかなければいけないというところに視点をおいて、英語の時間の確保をしていくというのが今の時点の考えでございます。

以上です。

●議長 厚谷 司君 再質問ございませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 わかりました。ありがとうございます。

次に、就学援助の新入学学用品費のことなのですが、先ほどご答弁がありましたけれども、なかなか入学式間際に難しいというご答弁だったのですが、夕張市の現状からいくと、2月上旬に申請書を渡して3月まで取りまとめて、4月下旬に認定するというような感じなのですが、この認定が4月下旬でなくて4月の初めぐらいにはできないのかどうかについてお伺いしたいと思

います。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君 千葉議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお話ししたと重複することと思えますけれども、今、財務担当のほうからいろいろな情報を入手した上で、この作業というものは相当の時間がかかるということと、確定申告の資料が4月中旬ぐらいにおおむね確定することとでございますので、その後の確定は4月下旬と、そのような流れでなっていて、今のところ5月のところでそのような形になっているのが現状でございます。

以上です。

●議長 厚谷 司君 本会議が昼食休憩に入っておりますが、この場合会議を続行しますので、ご了承ください。

再質問ございませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 先ほども申し上げましたように夕張中学校に今年入学した1年生で、男子で4万5,576円、女子で5万5,188円を立て替えるというのは相当家庭的には辛いかと私は考えるのですけれども、今もありましたように、4月下旬でないと認定はできないということなのですが、なるべく早くその認定作業を行っていただきまして、ことしは5月末日に支給されますけれども、できましたら5月の初めにでも支給できるように教育委員会で今後とも検討していただければありがたいと思いますので、よろしく願います。

続いて、よろしいですか。続きまして、教職員の時間外勤務の削減の取り組みについてなのですが、1点目学校現場において先ほどありましたように、昨年の小中学校において小学校で40時間、中学校で50時間という時間外勤務が行われているのですけれども、職員の1日の勤務時間がどのように、誰が管理して記録等を行っているのかについて教育委員会で把握していればお願

いたします。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君 千葉議員の再質問にお答えをいたします。

教職員においては給与の4パーセント、先ほど千葉議員にお話ししたとおり、教職調整額という形で全職員に支給されているというようなことから、詳細な時間外の取得に関する書類の提出等はありません。ただ、校長、教頭、先ほどの答弁の中にもございましたが、日常の教職員の時間外勤務の実態を確認しているというのが今のところの実態でございます。

以上です。

●議長 厚谷 司君 再質問ございませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 確認させていただきます。2017年3月の第1回定例市議会において、私質問したのですけれども、教職員の負担軽減策としてICTの活用、北海道における外部指導者の活用や地域人材の活用、地域ボランティア等を活用して教職員の負担軽減を行ってほしいという教育長の答弁がありましたけれども、その後の検討経過等についてあればお伺いしたいと思います。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君 千葉議員の再質問にお答えいたします。

現在、学校支援ボランティアを活用して中学校の総合的な学習の時間に琴、お茶、着付け等の文化体験を実施しております。今後につきましては現在コミュニティスクール準備委員会を設立しております。学校支援ボランティアのみならずPTA等も含めた地域学校支援体制づくりを検討しているところでございます。

人材バンクにつきましても、現在人材バンクの人材確保、体制、そして活用方法等について協議をしているところであり、早急に実施をしていきたいという現時点のところでは、今その実施に向けて準備を進めているというところでございます。

実施の際には放課後を学習支援や部活動支援にも対応できて、教職員の時間外勤務の上にも大きなメリットにつながるものと考えております。部活動の関係はよろしかったでしょうか。

●議長 厚谷 司君 再質問ございませんか。
千葉議員。

●千葉 勝君 ありがとうございます。

では、次に、北海道教育委員会ですね、教職員の事務負担を大幅に軽減するとともに子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細やかな指導の充実を図ることを目的に北海道公立学校支援システムが平成24年度から導入されました。小中学校は平成28年度から民間のソフトウェアを活用したシステムに全面移行され導入されております。

平成29年4月1日現在で全道の小中学校への導入状況は41自治体、215校、高等学校で267校、市町村立高校では15校が導入されておりますけれども、夕張市においては今現在導入はされておられませんけれども、今後この公務支援システムの導入についてお考えがあるのかどうなのかについて、教育長にお伺いいたします。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君 千葉議員の再質問にお答えいたします。

本市の支援システムの導入についてでございますが、平成24年度から道教委は学校や児童生徒の情報、成績等々をデジタル化し教職員間で情報共有するシステムを構築して、事業負担を大幅に軽減をする、そういう形で導入をしております。

ただ、使用方法、または効果によって、なかなか導入が進まなかったというのも実態でございます。この実態改善のために道教委は平成27年度に操作性の非常によい民間ソフトを導入して課題解決につなげられ、平成28年度から全面移行しているというふうにお聞きしております。

このソフト導入で年平均116.9時間の時間外削減という効果があるとの検証結果が出されてございます。この実態調査を受けて、本市も教職員の負担

軽減策の一つの方策として必要性を検討していくべきだというふうに考えております。

ただ、実際に使用するのは教職員でございます。その教職員の現場の声をしっかりと受け入れて協議をし、深めていくことが重要だというふうに考えております。1年ほどのこれらの負担量はかなりふえるというような感じはございますが、今後にそんなことの流れとしては1年後にはかなり軽減が期待できるようなことは考えておりますが、いずれにせよ現場の声を聞いた上で進めていきたいというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、道教委との連携をとにかく強化しながら教職員に対し時期を見きわめて説明と研修の機会を設けて導入のための調査を迅速に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

●議長 厚谷 司君 再質問ございませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 今、教育長からの答弁ありましたように現場の声をよく聞いて、導入するのであればよろしくお願ひしたいと思います。

次に、昨日、本田議員の質問で新たに小中学校でオンライン英会話授業を行うとの教育長の答弁がありました。これは新たに教材研究等をしなければならなくなり、新たに教職員への負担につながると私は考えておるのですけれども、教育委員会としてどのように考えているのかどうか、お伺ひいたします。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 今 勉君 マンツーマンオンライン英会話ということで千葉議員の質問にお答えをいたしたいと思ひます。

確かにいろんなご苦労は現場のほうにあると、それは承知してございます。ただ、私どももここにありのように教職員の不安というのは絶大なものだと思ひしておりますが、その不安を何とか軽減をする、できれば払拭したいというのが私の今の考えでござ

います。その教育過程の中に位置づけというのは非常に難しいところもあるのですが、ただ、その英語の関係においては趣旨の実態に即した教育課程の編成をしてもよいということでの対応ができるわけでございます。

そういったような対応策をうまく活用しながら、その法律に基づいた中で教職員に負担がないように対応をしていければというふうに思っております。

以上でございます。

●議長 厚谷 司君 再質問ございませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 よろしくお願ひいたします。

最後に、教職員に時間外勤務の縮減に向けては、教職員定数の改善と少人数学級の実現がなされなければならないと私は考えております。そのためにも教育委員会として北海道教育委員会及び国で教職員定数の改善と教職員の勤務条件を早急に改善するよう働きかけていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

●議長 厚谷 司君 以上で、千葉議員の質問を終わります。

以上で、通告されました質問は全部終了いたしましたので、日程第1一般質問は、これをもって終了いたします。

それでは、午後1時10分まで昼食休憩といたします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時10分 再開

●議長 厚谷 司君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

●議長 厚谷 司君 日程第2、認定第1号平成28年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成28年度夕張市国民健康保険事

業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成28年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成28年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成28年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成28年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成28年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号平成28年度夕張市水道事業会計決算の認定について、以上8案件一括議題といたします。

理事者並びに監査委員から、説明あるいは報告することがありましたら発言を許します。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 認定第1号平成28年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号ないし認定第8号の各特別会計決算の認定につきまして、一括してその概要をご説明申し上げます。

まず、認定第1号平成28年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。当初予算額110億9,991万6,000円に対し、年度途中において19億2,707万円の追加補正を行い、繰越事業費繰越額2億7,901万2,000円を加えた最終予算額は、133億599万8,000円となりました。

決算においては、歳入134億9,941万3,000円に対し、歳出では125億9,718万6,000円となり、歳入歳出差し引き9億222万7,000円の残額から、翌年度繰越額4万円を差し引いた額9億218万7,000円につきましては、全額繰り越したものであります。

次に、認定第2号平成28年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。当初予算額18億3,610万8,000円に対し、年度途中において2,203万4,000円の追加補正を行い、最終予算額は18億5,814万2,000円となりました。

決算において、歳入16億7,169万7,000円に対し、歳出では15億9,715万3,000円となり、歳入

歳出差し引き7,454万4,000円は、全額基金へ積み立てたものであります。

次に、認定第3号平成28年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。当初予算額4,000円に対し、年度途中において追加減額補正は行わず、同額の最終予算となったものであります。

決算においては、歳入2,000円に対し、歳出では2,000円となり、歳入歳出同額となりました。

次に、認定第4号平成28年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。当初予算額2億7,045万3,000円に対し、年度途中において9万円の追加補正を行い、最終予算額は2億7,054万3,000円となりました。

決算においては、歳入2億6,117万1,000円に対し、歳出では2億6,117万1,000円となり、歳入歳出同額となりました。

次に、認定第5号平成28年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定であります。当初予算額16億4,856万7,000円に対し、年度途中において1,418万6,000円の追加補正を行い、最終予算額は16億6,275万3,000円となりました。

決算においては、歳入16億3,110万2,000円に対し、歳出では15億9,488万3,000円となり、歳入歳出差し引き3,621万9,000円を全額基金へ積み立てたものであります。

次に、認定第6号平成28年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。当初予算額1億339万1,000円に対し、年度途中において2,255万1,000円追加減額補正を行い、最終予算額は1億2,594万2,000円となりました。

決算においては、歳入1億1,787万5,000円に対し、歳出では1億1,787万5,000円となり、歳入歳出同額となりました。

次に、認定第7号平成28年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定についてであり

ますが、当初予算額 2 億 3,582 万 1,000 円に対し、年度途中において 4 万 7,000 円の追加補正を行い、最終予算額は 2 億 3,586 万 8,000 円となったものがあります。

決算においては、歳入 2 億 1,985 万 4,000 円に対し、歳出では 2 億 1,810 万 1,000 円となり、歳入歳出差し引き 175 万 3,000 円は、全額繰り越したものであります。

次に、認定第 8 号平成 28 年度夕張市水道事業会計決算の認定についてであります。初めに、収益的収入及び支出のうち収入につきましては、最終予算額 5 億 1,381 万 4,000 円に対し、決算額は 4 億 8,916 万 9,000 円となったものであります。

また、支出につきましては、最終予算額 4 億 6,897 万 6,000 円に対し、決算額は 4 億 5,863 万 7,000 円となったものであります。

この結果、収益的収支につきましては、消費税に係る税抜き処理後、7,751 万 4,000 円の当年度純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出のうち収入につきましては、最終予算額 25 億 9,723 万 7,000 円に対し、決算額は 25 億 9,722 万 8,000 円となったものであります。

また、支出につきましては、最終予算額 27 億 2,013 万 2,000 円に対し、決算額では 27 億 1,944 万 4,000 円となったものであります。

この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 1 億 2,221 万 6,000 円は、当年度消費税、資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、認定第 1 号ないし第 8 号について、その概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 板谷監査委員。

●監査委員 板谷信男君（登壇） 地方自治法第 233 条第 2 項並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付されました、平成 28 年度各会計の決算につきまして審査を行いましたので、その

結果についてご説明申し上げます。

審査手続きにつきましては、各会計決算書及び附属書類について、関係法令に準拠して作成されているか、また、これらの計数の正確性を検証するための関係諸帳簿との照合のほか、予算の執行状況等、通常実施すべき審査を行いました。

その結果、各会計とも決算書及び附属書類は、適正に作成されているものと認めました。

次に、決算に至る行財政運営につきまして申し述べます。

当年度は、一般会計においては、財政再生計画に基づき計画的な起債の償還も含め、将来を見据えた事業や地域活性化に資する事業を実施するため、国や北海道の補助金、ふるさと納税などを活用し財源確保に努めました。その中で、夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の概要に基づいた支援を活用した地域活性化子育て環境の充実、住宅環境の整備などの地域再生につながる新たな政策課題に対応する事業の取り組みを行いました。

また、市民の安心・安全の観点から南清浴場閉鎖後の管理など、市民生活に関する事業を行いました。

特別会計におきましても、各会計の安定運営を基本に、歳入の増加と歳出の削減努力を行うほか、水道事業会計も含め一般会計からの適正な繰り出し等もあり、全ての会計において収支が黒字、または収支均衡となったものです。

ただし、介護保険事業会計及び国民健康保険事業会計については、平成 28 年度夕張市各会計決算審査報告書中、決算の概要の中でも検討課題として提出しておりますが、監査委員の意見として申し上げます。

まず、介護保険事業会計については、本年 3 月収支不足による補正予算措置を講じましたが、決算において約 3,600 万円の黒字額となったところであります。この点につきましては、決算見込みの誤りが原因と思われますので、今後適正な決算見込みのあり方について検討すべきと考えます。

次に、国民健康保険事業会計についてであります

が、平成 25 年度から黒字決算が続き、毎年基金へ積み立てられ、現在基金残高は 1 億 9,000 万円以上となっております。

基金につきましては、安定した事業会計の運営にはある程度の積み立ては必要であると認識しておりますが、来年 4 月からの新たな制度移行による国民健康保険広域化の実施を前に、被保険者の保険料負担の観点からも適正な基金の積み立て額と保険料のバランスについて検討すべきと考えます。

その他、審査結果の詳細につきましては、決算審査報告書のとおりであります。

以上で説明を終わります。

●議長 厚谷 司君 これより質疑に入りますが、本 8 案件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重に審査することにいたしておりますので、この点をお含みの上、質疑願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終わります。

本 8 案件については、議長及び議員選出監査委員を除く議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、議長において指名いたします。

委員長には大山修二さん、副委員長には君島孝夫さん。

以上のとおりでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように選任されました。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました本 8 案件については、会議規則第 45 条第 1 項の規定により、9 月 19 日までに審査を終えるよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

●議長 厚谷 司君 日程第 3、報告第 1 号平成 28 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 報告第 1 号平成 28 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して報告するものであります。

初めに、健全化判断比率につきましては、一般会計及び診療所事業会計の赤字の程度を示す実質赤字比率及び全ての会計の赤字額と黒字額を合算し、夕張市全体の赤字の程度を示す連結実質赤字比率は黒字となったことから、算定比率はありません。

借入金返済額及びこれに準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は 76.8 パーセント、将来支払っていく可能性がある負担額の残額を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す将来負担比率は 594.2 パーセントとなり、この二つの比率において、国の定めた財政再生基準及び早期健全化基準を上回る結果となりました。これは、平成 21 年度に借

り入れた再生振替特例債を初め、過去に発行した地方債の償還額やその残高が多額であることが主な要因であります。

今後も、財政再生計画に基づき、これらの債務の返済を計画的に行うとともに、新規市債発行などの抑制に努めながら改善を図ってまいります。

次に、資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであります。記載のとおり、水道事業会計及び市場事業会計、公共下水道事業会計の3事業会計いずれも資金不足が算出されないことから、算定比率はありません。

今後におきましても、3事業会計の経営の健全化に努めてまいります。

以上、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 厚 谷 司

夕張市議会 議員 今 川 和 哉

夕張市議会 議員 熊 谷 桂 子

